



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

〔府令〕

〔省令〕

〔政令〕  
目次

- 鉄砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三五九）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（総務八八）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（厚生労働一三三）
- 独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五三）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二四四）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（二四五）
- 弁理士法施行令の一部を改正する政令（二四六）
- ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四七）
- ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二四八）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三五八）

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三五九）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（総務八八）

○農林水産政策研究所依頼研究員受入規程の一部を改正する件（同一二三六）

○農林水産政策研究所受託調査等実施規程の一部を改正する件（同一二三七）

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同一二三七）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通九三一）

○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（同九三二）

○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件（同九三四、九三五）

○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）

○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（同九三二）

○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件（同九三四、九三五）

○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）

○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（同九三二）

○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）

本日公布された法令の「あらまし」は、  
次のページに掲載されています。

（以下次のページへ続く）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「財團法人日本体育協会」の下に「昭和二年八月八日に財團法人日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第十一条第一項第一号において同じ。」を加える。

（警備業法施行規則の一部改正）

第二条 警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二号イ中「又は寄附行為」を削る。

この府令は、一般社団法人及び一般財團法人に關する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

## 省令

### ○総務省令第八十八号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第三条第一項の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月一日

総務大臣 増田 寛也

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（昭和三十九年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「支給日」の下に「一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における後日」を加え、同条に次の二項を加える。

5 法及びこの規則に定めるもののほか、寒冷地手当は、一般職給与法の俸給の支給方法に準じて支給する。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号  
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）を実施するため、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月一日

厚生労働大臣 外添 要一

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を次のように改正する。

（厚生労働大臣による措置）

### 第二条 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指

定入院医療機関において病床（病院の一部について法第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第一百七号）の一部を次のように改正する）

附則第二条を次のように改める。

（厚生労働大臣による措置）

### 第二条 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指

定入院医療機関において病床（病院の一部について法第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第一百七号）の一部を次のように改正する）

附則第二条を次のように改める。

### ○厚生労働大臣第八十八号

厚生労働大臣は、当分の間、すべての指定期定入院医療機関において病床（病院の一部について法第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第一百七号）の一部を次のように改正する）

附則第二条を次のように改める。

2 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指定入院医療機関において病床（病院の一部について法第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第一百七号）の一部を次のように改める。

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定により、入院による医療を行うに当たつて必要な

場合には、第一項又は第二項に規定する者が、委託指定入院医療機関（以下「委託指定入院医療施設等」という。）の管理者は、特定医療施設等に移送しなければならない。

第一項又は第二項の規定による医療を担当するときは、第一項又は第二項に規定する者に対し、当該委託指定入院医療機関等の医師、看護師その他の職員による治療計画の策定、定期的な診察又は病状の評価に関する事項その他厚生労働大臣が定める事項を実施するとともに、特定医療施設において当該治療計画に基づいた適切な医療が提供されるよう、特定医療施設との間で、第一項又は第二項に規定する者に対する医療の提供に関する契約を締結しなければならない。

第一項又は第二項の規定による医療を担当するときは、第一項又は第二項に規定する者に対し、当該委託指定入院医療機関（以下「委託指定入院医療機関等」という。）の管理者は、特定医療施設又は特定病床で、入院による医療を行うことができる。

特定医療施設は、次の各号に掲げる病院であつて、前二項の医療を提供するために必要なものとして厚生労働大臣が定める基準を満たすものでなければならない。

一 国又は都道府県が設置する精神科病院二 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）が設置する精神科病院

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十一条前項に規定する者の居住地に所在する指定通院医療機関の指定を受けた病院であつて、当該者に対し入院による精神障害の医療を行ふことのできるもの

四 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定により医療を行おうとするときは、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して、特定医療施設又は特定病床を有する指定入院医療機関（以下「特定医療施設等」という。）を定めなければならぬ。

厚生労働大臣は、第一項の規定により医療を行おうとするときは委託指定入院医療機関の管

理者に対し、第二項の規定により医療を行おうとするときは同項に規定する者が入院している

医療機関の指定に係る病床以外の当該指定入院

医療機関の病床（以下「特定病床」という。）で入院による医療を行うことができる。ただし、特定医療施設と定められる。

この項に規定する措置の実施により、当該特定

医療施設における病床又は特定病床に余裕がない場合には、余裕がなくなると見込まれる場合

ればならない。

この省令は、公布の日から施行する。